

山古志支所だより

第8号

編集・発行

長岡市山古志支所地域振興課振興係 〒940-2145 長岡市青葉台1丁目甲120番地8
電話: 0258-46-1500 FAX: 0258-46-1501 Eメール: ymks-chiiiki@nagaoka.lg.jp

2006.4.28 発行

山古志支所ニュース

支所業務の一部を山古志現地事務所で行います！

前回の山古志支所だより号外でもお伝えしましたが、連休明けの5月8日（月）から山古志会館（旧村民会館）の2階大ホールを事務室に、各証明書発行をはじめとする支所の一部の業務・サービスを行います。

また、現在の青葉台にある長岡事務所でも今までどおり窓口業務を行います。詳しい内容については各担当課までお問い合わせください。

○ 各種証明書を発行します（担当:市民生活課）

住民票、印鑑登録証明、戸籍謄抄本、所得証明、納税証明等の各種証明書の発行や住民異動届（一部：転入、転居、国保変更等）等の申請の窓口を開設します。

ただし、山古志現地事務所では電算機器の設置ができない等の理由で以下の業務を行うことできません。したがって、受付自体をしませんので、御用の方は、長岡事務所（青葉台）でお願いします。

山古志現地事務所で申請受付等しない窓口業務

以下の届出又は申請については長岡事務所でお願いします。

注意!

■市民課関連の窓口業務

- ・戸籍届出（出生届、死亡届、婚姻届、離婚届など）
- ・印鑑登録、廃止申請
- ・埋火葬許可・斎場使用許可申請
- ・住民基本台帳閲覧
- ・広域交付住民票申請（住基ネット）
- ・電子証明書発行申請（公的個人認証サービス）
- ・自動車臨時運行許可申請
- ・外国人登録申請
- ・住民基本台帳カードの交付申請

■市民税・資産税・収納課関連の窓口業務

- ・原付等自動車標識交付証明申請
- ・軽自動車税廃車申告

■その他

- ・固定資産課税台帳の縦覧（5月1日～5月31日の期間）
- ・更正図の閲覧（担当：建設課）

→ 次頁へ続く

○ 解体(修繕)計画書の仮受付 (担当:市民生活課)

半壊以上の被害認定を受けた家屋の解体や修繕による解体廃棄物を無料で積込み、運搬、処分の制度を平成18年度も実施しております。計画書の提出期限は平成18年10月31日までですのでご注意ください。その計画書の仮受付（書類の内容のチェックは長岡事務所で行います）を山古志現地事務所で行います。

○ 生活再建支援金の申請受付 (担当:地域振興課)

5月9日（火曜）から毎週火曜日、金曜日、2階の和室で生活再建支援金の申請の受付を行います。また、長岡事務所では今までどおり申請の受付を行います。

○ 道路占有申請について (担当:建設課)

5月から旧村道の道路占有の申請受付を行います。また、長岡事務所では道路占有申請の受理を行いません。申請する場合は山古志現地事務所で手続きをお願いします。

○ 産業課の業務について

闘牛関連等の商工観光、畜産や棚田等の農林に関する産業課の業務全般について、5月から山古志現地事務所で行います。また、長岡事務所でも問い合わせ等の対応を行います（月曜、水曜：商工観光、火曜、木曜、金曜：農林）。

現在の旧役場の様子

↓ 旧山古志村役場は今年度9月から長岡市山古志支所として、新たに歩みます。今後、外構工事及び内部の床のレベル調整を行います。



↑ 5月から窓口が開設される山古志会館（旧村民会館）大ホールの様子。現在は、建設課及び派遣職員のみなさんが災害復旧関連の業務を行っています。

→ 次頁へ続く

○ 支所機能移転に伴う各課連絡先

支所機能移転に伴い、山古志現地事務所にも各課直通の電話番号ができます。問い合わせの際にご利用ください。

課名	山古志現地事務所(山古志会館) 〒947-0204 長岡市古志竹沢甲 2835	長岡事務所 〒940-2145 長岡市青葉台1丁目甲 120-8
地域振興課	0258-59-2330（代） 0258-59-2331（FAX）	0258-46-1500（代） 0258-46-1501（FAX）
山古志地域復興推進室	-	0258-46-1507
市民生活課	0258-59-2332	0258-46-1502
保健福祉課	0258-59-2333	0258-46-1503
産業課	0258-59-2343	0258-46-1504
建設課	0258-59-2344	0258-46-1505
教育委員会 山古志分室	-	0258-46-1506

※ 山古志地域復興推進室、教育委員会山古志分室は9月から山古志支所で業務を行います。

山古志支所からのお知らせ

1. 市民生活課からのお知らせ（電話：46-1502）

（1）平成17年度の市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税）の納付について

4月14日（金曜日）に市県民税、固定資産税、軽自動車税の平成17年度未納分の納付書を該当者全員に郵送しました。

納期限は延長中ですので、都合のつく方は、お手数ですがお近くの金融機関または山古志支所窓口でお支払い下さい（口座振替はできません）。

納期が決まりましたら、改めて納期限が入った納付書を郵送いたします。

＜固定資産税について＞

今回お送りした納付書は、家屋の滅失申告・震災による家屋被害の損耗補正を反映した内容です。

宅地の震災被害の申告（崩落、沈下などがあつて修復していない宅地）について、5月以降に被害の届出を申請いただく予定です。詳細は支所だより5月号でお知らせします。

＜軽自動車税について＞

今回お支払いいただく際の領収書は車検の証明には使用できません。必要な方はお手数ですが印鑑・車検証を持参し支所窓口にて申請下さい。費用は無料です。

(2) 平成18年度の市税(市県民税、固定資産税、軽自動車税)の納期延長について

固定資産税、軽自動車税については、平成18年5月31日が、市県民税については、平成18年6月30日が本来の第1期または全期の納期限です。しかしながら、国税庁の納期の期日指定がありませんので、平成18年度の市税の納期限を延長します。

(3) 平成18年度固定資産税について

平成18年度から、固定資産税について「登記簿上の所有者」が「固定資産税の納税義務者」となります。なお、死亡された納税義務者の納入通知書等は、従来どおり相続人代表者（相続继承人）宛てに郵送します。

未登記家屋の所有権を移転した場合は、所定の申請書による届出が必要ですので支所までご連絡ください。

2. 道路通行止のお知らせ

道路復旧工事のため、以下の区間及び時間で通行規制がかかります。ご協力をお願いします。

区間	期間（予定）	規制
国号352号 城山橋 - 大田橋間	4月26日～5月2日	時間帯通行止 〔9:00～12:00、13:00～17:00の間通行止〕
県道 栃尾・山古志線 半蔵金地内	5月8日～10月31日	時間帯通行止 〔8:30～12:00、13:00～17:00の間通行止〕 (但し、10:00から15分、15:00から15分開放)

イベントのご案内

第10回ソフトバレーボール大会を開催します！

どなたでも大歓迎！1チーム4人（年齢、性別不問）で申し込みください！みんなでいい汗かきましょう！！

日 時：5月28日（日）開会式 午前9時00分

場 所：青葉台小学校

参加費：1,000円（1チーム）

主 催：ソフトバレーボール実行委員会、教育委員会山古志分室

問合せ：その他詳しい内容、申込書については、教育委員会山古志分室（担当：長島 電話46-1506）までお問い合わせ下さい。

今後も山古志地域の情報をお伝えしていきます。よろしくお願いします。

発行担当課：長岡市山古志支所地域振興課振興係 電話：0258-46-1500 FAX：0258-46-1501